

**江東区東陽福社会館**  
**指定管理者(候補者)の推薦について**

**令和3年8月**

**江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会**  
**(福祉部所管施設専門部会)**



## 目 次

I	施設の概要	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
II	指定管理者（候補者）	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
III	選定方法	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3
IV	選定結果	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 5

### 《 参考資料 》

選定基準	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1 2	
第一次審査	評価基準	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1 3
	審査結果	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1 4
第二次審査	評価基準	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1 7
	審査結果	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1 8
総合結果	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1 9	

## I 施設の概要

### 1 施設概要

江東区東陽福社会館

所在地	江東区東陽六丁目2番17号
設置の目的	区内に居住する高齢者及び障害者に施設を提供し、その福祉の増進を図るため。
設置条例	江東区福社会館条例（昭和44年3月江東区条例12号）
設置時期	昭和48年4月1日

### 2 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）

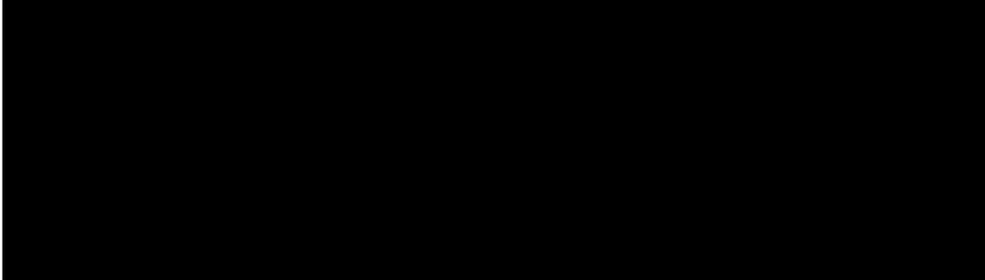
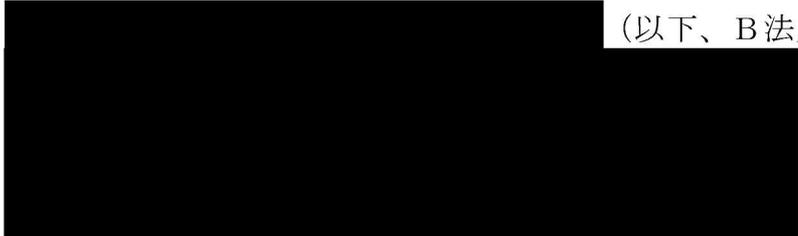
## II 指定管理者(候補者)

### 1 指定管理者(候補者)の概要

(1) 名称	特定非営利活動法人 ワーカーズコープ（以下、A法人と表記）
所在地	豊島区東池袋一丁目44番3号
代表者	代表理事 田嶋 羊子
従業員数	1,794名
資本金	6億6540万3386円
江東区における事業実績	老人福祉センター指定管理者 2館 児童館指定管理者 1館 放課後支援事業業務委託 5施設 認可保育園 1園 認証保育園 1園 放課後等デイサービス 1施設 青少年相談事業 1事業所

(2) 名称  
所在地  
代表者  
従業員数  
資本金

(以下、B 法人与表記)



### Ⅲ 候補者選定方法

#### 1 公募選定の方法

##### (1) 第一次審査

応募申込み時に提出された書類について、事業計画書、収支計画書を基に審査を行い、総合的な審査を行った。その結果、配点の6割以上の得点を獲得した2法人を選定した。

##### (2) 第二次審査

第一次審査を通過した2法人に対して、現地視察及びヒアリング、プレゼンテーションを行い、総合評価により指定管理者候補者を選定した。

#### 2 選定の経過

日付	会議名	内容
令和3年4月26日	第1回指定管理者選定評価委員会福祉部所管施設専門部会	募集要項(案)選定基準(案)評価基準(案)の決定
令和3年5月12日	第2回公の施設に係る指定管理者選定評価委員会	募集要項、選定基準、評価基準の決定
令和3年5月21日		募集要項の配布開始
令和3年6月11日		募集締切
令和3年6月30日	第2回指定管理者選定評価委員会福祉部所管施設専門部会	第一次審査通過法人決定
令和3年7月12日		第一次審査通過法人現地視察 第一次審査通過法人プレゼンテーション
令和3年8月2日	第4回指定管理者選定評価委員会福祉部所管施設専門部会	選定評価委員会に推薦する候補者選定

### 3 部会員名簿

指定管理者選定評価委員会福祉部所管施設専門部会

	職 名	氏 名
部会長	福祉部長	武越 信昭
副部会長	障害福祉部長	市川 聡
部会員	福祉部 福祉部参事	梅村 英明
〃	長寿応援課長	小 林 愛
〃	地域ケア推進課長	笠 間 衛
〃	介護保険課長	賀 来 亘人
〃	障害者施策課長	大 江 英樹
外部有識者		

## IV 選定結果

### 1 応募状況

施設見学会参加事業者数 2 法人

申込み事業者数 2 法人

### 2 第一次審査の結果(書類審査)

指定管理者(候補者)は以下のとおり表記する。

特定非営利活動法人 ワーカーズコープ A 法人

B 法人

評価項目	合計点	A 法人	B 法人
I. 受託する姿勢や意欲	30	26	24
II. 受託施設における福社会館運営に関する考え方	200	156	150
III. 受託施設における地域との関わりに対する考え方	60	46	42
IV. 開設前の準備	10	7	8
V. 法人運営状況	90	67	66
VII. 特記事項	10	9	9
合計	400	311	299

### 3 第二次審査の結果(プレゼンテーション・ヒアリング)

評価項目		合計点	A法人	B法人
I. 施設視察	1 施設の環境	50	44	43
	2 利用者への働きかけ	20	17	15
	3 衛生環境	40	37	35
	4 安全管理	20	16	15
	5 個人情報保護	20	16	17
II. プレゼンテーション	1 経営理念・運営方針	60	53	52
	2 法人の運営体制	60	48	49
	3 施設運営	120	92	87
	4 地域共生社会の推進	60	51	44
	5 計画性の実現性	50	43	41
合計		500	417	398

### 4 総合結果

評価項目	合計点	A法人	B法人
第一次審査	400	311	299
第二次審査	500	417	398
合計	900	728	697
評価段階		A	B

### 5 専門部会としての意見

	応募事業者	専門部会としての意見
A法人	特定非営利活動法人 ワーカーズコープ	当該法人は、苦情相談手順・個人情報保護など、法人で体制が整っている。法人財務運営体制も高い評点を得ている。福祉会館の実績はないが、既存老人福祉センターの実績も良好で、相互の連携により、福祉会館利用者を高齢者から家族や支援者まで広げることが期待できる。
B法人		の運用実績も良好で、施設運営に対する区・利用者のニーズを把握し、また地域住民や関係団体との連携も取れている。しかし、福祉会館単独施設での事業展開への具体性が乏しく、運用実績の成果の反映が読み取れなかった。

## 6 財務状況審査

	応募事業者	専門部会としての評価
A法人	特定非営利活動法人 ワーカーズコープ	[Redacted]
B法人	[Redacted]	

詳細は別紙「財務状況診断」のとおり（P 8～9）

## 7 外部有識者への意見聴取

氏 名：

略 歴：

意見等：P 1 0 参照

令和3年8月2日

江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会  
福祉部専門部会 部長殿

江東区東陽福祉会館における指定管理候補者の推薦について  
標記の件について、次のとおり意見を付します。

【選定手順について】

選定基準、募集要項は事前確認している。

一次審査、二次審査とも選定基準、募集要項に基づき、適正に実施された。

応募法人は、ワーカーズコープと[ ]の2社だが、区内でのふれあいセンターや福祉会館での実績がある法人であるため、どちらが選定されても安心感はある。民間委託を進めるにあたって、すべての福祉会館やふれあいセンターが別法人であることは、各館の連携が希薄となりやすく、利用者にとっては各館の特色の差に不安を感じることも考えられるため、すでに先行して実績のある2社で選定するのは妥当である。

【法人について】

ワーカーズコープはふれあいセンターでの運営実績があり、高齢者施設の運営については本人だけの施設だと限定して考えず、家族や友人、関係者も含めた、いろいろな人が関わっていく場所と考えており、福祉会館を通じて、長寿サポートセンターなどの関係機関との連携強化をしていこうという姿勢がうかがえる。

[ ]は、[ ]と[ ]での運営実績があるので、地域や関係機関と連携が具体的ある。また、職員配置に対する安定感もある。どちらの法人も運営可能と思うが、高齢者施設の運営実績に安心感があり、福祉会館と関係機関との連携強化を図る姿勢を評価し、採点結果のとおりワーカーズコープを第一位とすることに了承する。

【今後の施設運営に関して】

東陽福祉会館は高齢者総合福祉センターに併設されており、高齢者の相談窓口となる施設と相互連携強化が見込めるという利点がある。しかし、児童館が併設していないことや浴槽がなくシャワーのみという特徴もある。

施設の立地や地域の特徴を生かして、利点をさらに強みとして館運営に取り組み、東陽福祉会館の利用者増加や利用者満足度の向上に取り組んでもらいたい。

氏名 [ ]